

仕 様 書

1. 本件業務の内容及び範囲に関する事項

(1) 業務の内容

各小中学校において、校内情報通信ネットワークや教育用タブレット端末等の情報手段を活用するために必要な環境を整備する。

(2) 委託期間の延長

- ① 受注者は、その責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく所要延長日数及びその理由を付して、委託期間の延長を求めることができる。
- ② 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間を延長しなければならない。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して決めることとし、協議が成立しない場合は、発注者が決することとする。
- ③ 発注者は、その委託期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2. 契約金額の支払期日、支払方法等に関する事項

(1) 契約金額の支払

- ① 受注者は、業務が完了次第、遅滞なく完了届を発注者に提出しなければならない。
- ② 受注者は、完了届の提出後、発注者の定める手続きに従い支払を請求するものとする。
発注者は、支払請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払わなければならない。
- ③ 発注者が前項に規定する代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、履行期日時における政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（履行期日時における率とする。以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した遅延利息を受注者に支払う。
- ④ 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 前金払

受注者は、委託費について、前金払により支払を受けることができない。

(3) 概算払【概算払は、契約金額を概算額で見込み締結する委託契約についてのみ行うことができる。財務規則第62条第1項第1号参照】

受注者は、委託費につき概算払により支払を受けることができない。

(4) 消費税及び地方消費税の算定

① 消費税額及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、10%とする。

② 法令の改正により、消費税等の税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税等の額を算定するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3. 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱い及び個人情報の漏えいに関しては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

4. 災害時等における緊急対応計画に関する事項

5. その他の事項